

●香川県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成21年4月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成21年1月30日	藤田医院	観音寺市昭和町3丁目5番20号
平成21年2月28日	国重医院	坂出市元町4丁目3番11号
平成21年2月28日	北山歯科医院	丸亀市中府町3丁目6番32号
平成21年2月28日	なかつか歯科	丸亀市幸町1丁目4番10号